

新型コロナウイルスに関する差別的扱いや 誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言

鳥取県と鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部、鳥取地方
法務局の4者が連携して、新型コロナウイルスの陽性者等を支援
し、差別的扱いや誹謗中傷から守る取組を進めることを
宣言

全国初の取組

共同行動宣言署名式

9月7日（月） 知事公邸

野口鳥取県弁護士会会長等により宣言に署名

⇒ クラスター対策条例第10条（**県民等一丸となった新型
コロナウイルス感染症への対応**）の規定を具現化する取組

第10条第2項

何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナ
ウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由
として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の
心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。